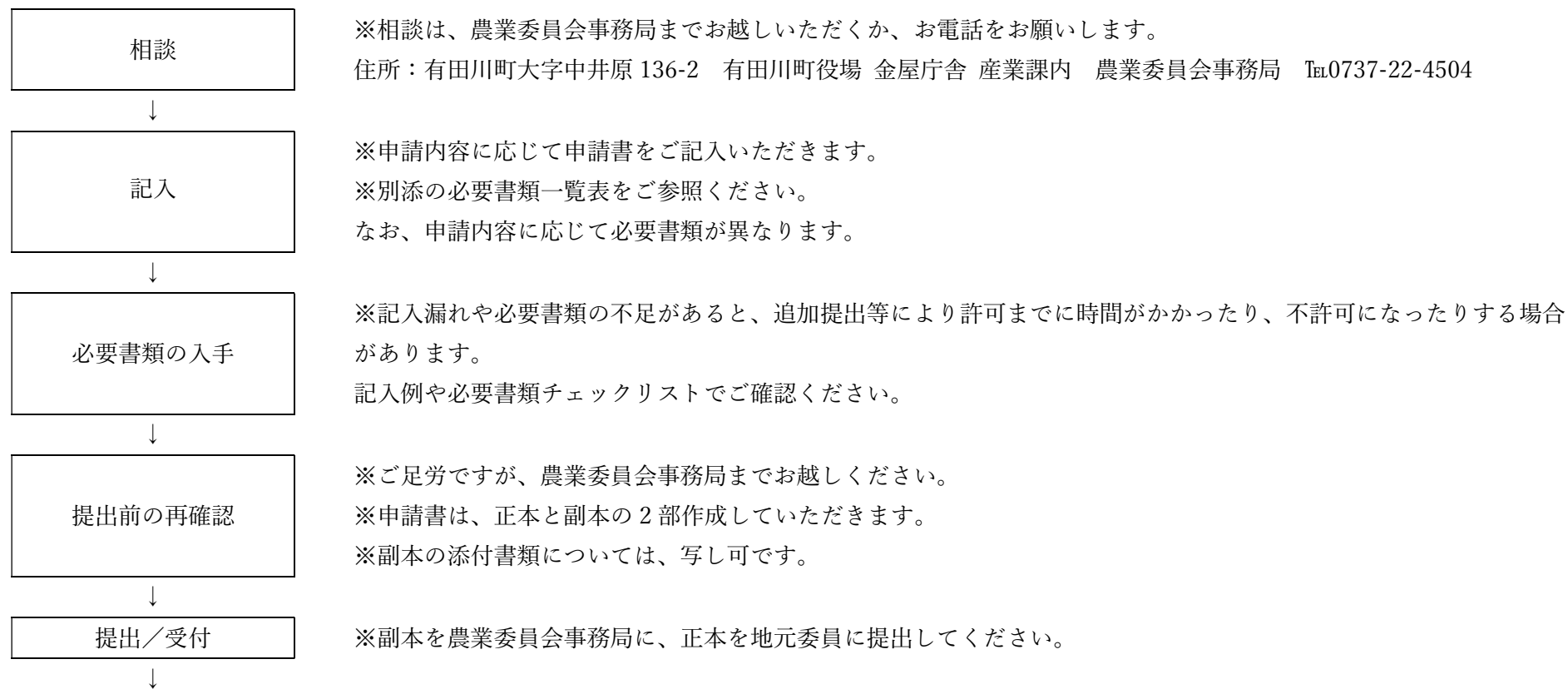


有田川町農業委員会 申請手続きの流れ

- ・農業委員会では皆様からのご相談に対し、その後要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。
 - ・有田川町農業委員会では、申請書の受付後、農業委員会の総会(毎月10日頃)に諮り、許可が出ましたら、総会から7日以内に許可書をお渡しできるように努めています。
 - ・農地転用(4条・5条)については、1,000㎡以上の案件になると和歌山県常任委員会議に意見聴取するため月末の許可となります。
- なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

申請者の方の流れ



審査



農業委員会総会



許可書の交付



常任委員会議意見聴取



許可書の交付

※2 条は申請書の記載内容に漏れがないか、非農地証明基準に適合するか等を審査し、地元委員や農業委員会事務局が現地調査を行います。

※3 条は申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第 3 条は許可基準に適合するか等を審査し地元委員が現地調査を行います。

※4 条・5 条は申請書の記載内容に漏れがないか、添付書類の不備がないか等を審査いたします。

※総会は原則 15：00 から行います。

※4 条・5 条については地元委員、現地確認委員、農業委員会事務局で申請者立ち合いのもと、5 分程度現地調査を行います。(日程、時間については申請書提出後、事務局から申請者に通知いたします。)

※2 条・3 条、1,000 m²未満の 4 条・5 条については許可が出ましたら申請者もしくは行政書士に連絡いたします。

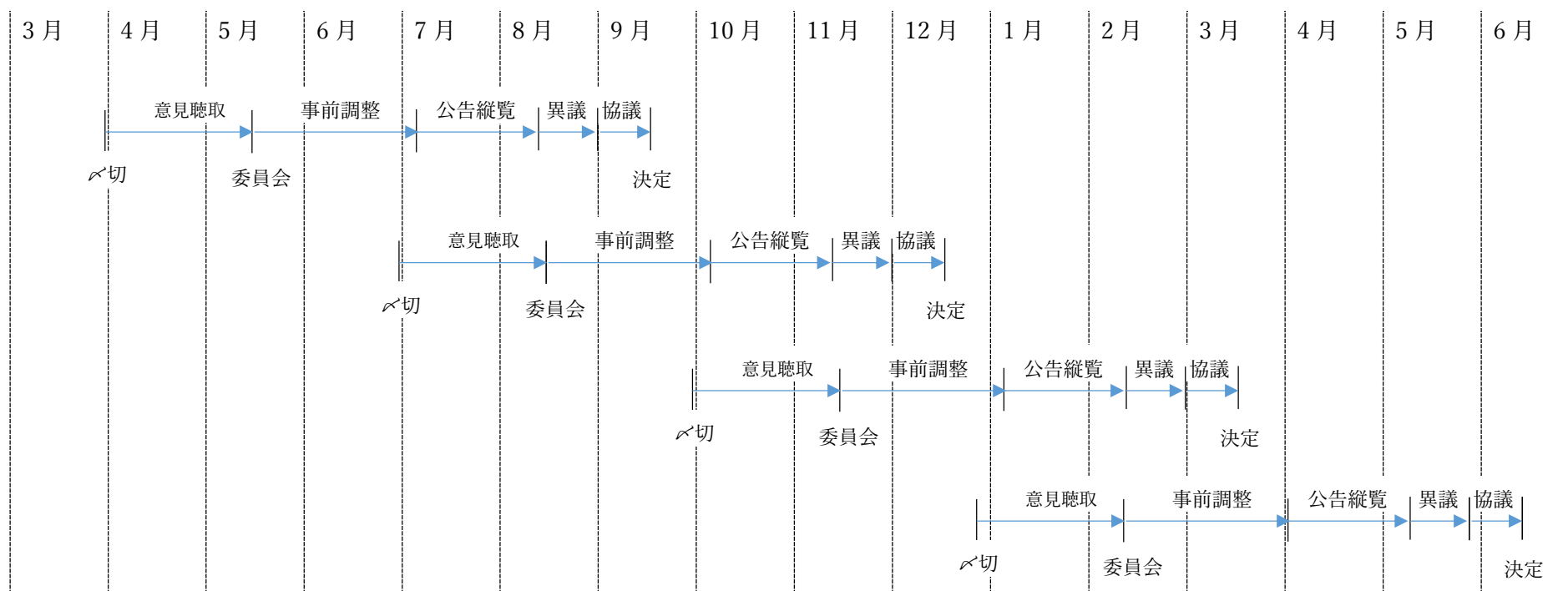
※ご足労ですが、印鑑を持って、農業委員会事務局までお越しくください。

※毎月下旬に 1,000 m²以上の 4 条・5 条の意見聴取会

※許可が出ましたら申請者もしくは行政書士に連絡いたします。

※ご足労ですが、印鑑を持って、農業委員会事務局までお越しくください。

除外申請から決定までの事務の流れ



※公告縦覧期間おおむね30日間と異議申立期間15日間は法で定められた期間です。

※公告縦覧期間中は新たな案件の事前調整はできません。

※意見聴取は農協、土地改良区、農業委員会、各関係機関に行います。

申請書類の提出方法

上記ㄨ切日までに正本1部、副本(すべてコピー可)を作成し、副本を農業委員会事務局、正本を地元委員へ提出してください。

- ・除外申請書の受付ㄨ切日は3月末、6月末、9月末、12月末(土・日・祝日の場合は前平日)の年4回です。
- ・異議申立等がなく、事務処理がスムーズに進んだ場合、最短で6ヶ月弱で変更決定がなされます。ただしこれは最短の場合ですので、諸々の状況によりこれより長くなる場合があります。
- ・最短で決定がなされた場合、各申請者への決定通知と直近の農地転用許可申請書類のㄨ切日が近接してくることになります。農地転用許可をお急ぎの場合は事前にご準備ください。
- ・農地転用許可があるまでは事業を実施することはできません。許可前に着手した場合は工事差し止め等の措置を行う場合があります。